

そう か せん りん よう やぐら

旧豊川装荷線輪用櫓

【田園にたつ、コンクリートの櫓】

トヨテック本社社屋（旧豊川電話中継所）からほぼ真西へ約4キロ。陸上自衛隊豊川駐屯所を過ぎると、田畑と住宅地が広がるのどかな風景の中に、ぽつんとコンクリートの櫓がたっています。

高さは6メートルと普通の住宅の屋根より低いのですが、むき出しのコンクリートの構築物にはスケールを超えた独特の迫力があり、一見すると現代アートの彫刻作品のようにも思えます。

これは、かつて旧豊川電話中継所から伸びていた装荷ケーブル用の施設で、昭和初期に鉄筋コンクリート造で建てられました。当時は中継所と中継所の間1.8キロメートルごとに設置され、その間を木造の電信柱でつないでいました。

櫓の造形には構造や寸法などきちんとした形式があったため、以前は電信柱を辿っていくと、ごく自然に櫓がたつ風景が続いていたのだらうと思います。

また、2層の高さにはライト付きルーベのような形をした装荷線輪が設けられ、それを設置する台もありましたが、今は残っていません。この装荷線輪が、長距離間の音声電波の減衰を抑える役割を果たしました。

現在でもこのような櫓はわずかに残されているため、意外な場所で面白い風景をつくりだしているかもしれません。



飯田喜四郎先生 特別インタビュー

文化財としての建物

この本で取り上げられている建物は、今まで紹介される機会の少なかったものも多く、それを啓蒙する良い企画だと思います。

ヨーロッパでは工場をはじめとした産業建築も、一般の文化財としての建物と変わりなく評価されています。ただ、それらは転用されているケースが多く、博物館明治村のように一定の敷地に移築するのは難しい面もあります。また工場などの建物は、規模が大きいことや、たくさん種類がないと面白さが伝えずらいこともあります。

ですから、トヨタ産業技術記念館のように、現地で保存し活用することができれば、それが一番望ましいと思います。

一方で、海外の動きに目を向けてみると、フランスでは日本よりもっと簡単に文化財にすることができま。私が留学していた昭和28年頃でも、すでに3万3000件が国の文化財になっていました。

そしてもうひとつ、日本との大きな違いが、景観への意識です。例えば、パリ

のノートルダム大聖堂は、建物を中心にした景観すべてが保護の対象になっています。該当するエリアは許可なしに手を加えることができず、行政と建築家が協力して保護にあたります。その背景には、都市景観は市民の権利であるとの意識があります。そして市民も都市景観に対する思いがとて強いのです。この点が、日本と全く違います。

以前私は、愛知県と名古屋市と共同で「愛知県の近代化遺産」という報告書を編纂しました。その時に、さまざまな産業建築についても取り上げました。中でも印象に残っているのは旭サナックで、戦中に建てられた兵器工場があれだけ良い状態で残っている例は珍しく、貴重な建物です。

他にも、名古屋陶磁器会館の内装も素晴らしいですし、カクキューのように市民に親しまれている建物もある。半田赤レンガ建物も本当に良く残してくれていると思います。

有名な建築家が設計したものでなくとも、建物の状態が良く残されている

ことは大切です。日本ではメジャーな建築家の作品でも壊されてしまっていますから。

そういった意味では、残された建物はすべて「良い建築」といってもいいのです。

近代建築は、私達の生活と直接つながっていますから、その良さが伝わりづらいつともあります。ですが、永い建築の歴史から見た場合、とても画期的な変革で、100年前までは全然あたりまえではなかった（笑）。

そのような近代建築の特色をきちんと伝えることは、建物を理解し楽しむ際の見どころになります。無名の建築家が建てた建物も、そんな視点から評価し、啓蒙していくことが大切なのです。



飯田 喜四郎

1924年東京生まれ。名古屋大学名誉教授。東京大学卒業後フランスへ留学。また博物館明治村の館長を長年務めた。



建物特別公開

街がミュージアムになる日

愛知県では毎年秋になると、国登録有形文化財の建物を特別公開するイベントを行っています。

公開する建物は、ここで紹介した産業に関係する建物以外にも、住宅、学校、社寺、教会、その他の公共施設など多岐にわたります。

公開にあわせて、所有者や建築の専門家たちによる建物ガイドも行い、普段は非公開の場所も見学できるのが特徴です。

また古い街並みに残る建物をいくつも巡るツアー、特殊なテーマを持ったツアー、子どもが建物ガイドをしてくれるツアーに音楽の演奏やワークショップなど、多彩なイベントも同時に開催しています。

いつもは立ち入ることのできない建物に足を踏み入れ、美しい室内装飾に身を浸し、それらを通じて歴史に触れた時、建物はまるで街のたからものように思えてくることでしょう。

秋の陽気につつまれて、街全体がミュージアムになる日を楽しんでみてはいかがでしょうか？

あいちのたてもものづくり編

2019年3月28日発行

発行者 愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会 <http://www.aichi-tobunkai.org/>
 会長 小栗 宏次
 【事務局】名古屋市中区錦三丁目6番15号先
 名古屋テレビ塔株式会社内 info@aichi-tobunkai.org

編集・企画 株式会社 都市研究所スペースア

執筆 はじめに 飯田 喜四郎
 本文 村瀬 良太

写真撮影 かとうなをこ／水野晶彦／熊本仁志／竹内久生／伊藤朋香／ヨシダヒロシ／みなちよむ

写真提供 博物館明治村

制作協力 筧 清澄

題字 水谷 月菜

イラスト・構成 村瀬 良太

デザイン 墨 昌宏（有限会社エビスワード）



本冊子は「平成30年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）」により作成しました。

国登録有形文化財とは

平成8年の文化財保護法改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のことです。

それまでは文化財指定制度に基づく重要文化財（中でも、世界文化の見地から価値の高いものが国宝）が指定され、貴重な建物が手厚く保護されてきましたが、その数は多くなく、急激な都市化の進展などにより、近代の建造物とその建築史的・文化的意義や価値を十分に認識されないまま取り壊される例が相次ぎました。それを決定づけたのが平成7年の阪神・淡路大震災です。震災による被害を受けた多くの未指定文化財が取り壊されてしまいました。

その反省にたち、国レベルで重要なものを厳選する重要文化財指定制度を補い、より緩やかな規制のもとで、幅広く保護していく制度として文化財登録制度が創設されたのです。

登録の基準は、原則として建設後50年を経過したもののうち、

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
 - ②造形の規範となっているもの
 - ③再現することが容易でないもの
- のいずれかに該当するものとなっています。

所有者の同意のもとに登録されるもので、登録されると相続税等の減免や保存・活用に必要な修理等の設計監理費などに対する補助を受けることができます。重要文化財と比べると補助は大きくはありませんが、厳しい規制がある指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ改修や改装も認められており、有効に活用していくことが期待されています。

なお、平成31年3月1日現在、全国で11,943件が登録され、愛知県は513件（全国5位）となっています。



登録文化財のプレート

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会とは

愛知県内の国登録有形文化財の所有者を中心とする会（略称：愛知登文会）で、平成23年6月に設立されました。以下の3つを会の目的としています。

- ①登録文化財の保存と活用に関わる活動を行い、県民の文化的資質の向上を助け、日本の伝統文化の顕彰及び保全のための活動を行う。
- ②会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、県民との交流に努める。
- ③全国の登録文化財所有者、国や自治体とも連携を図り、登録文化財の地位の向上と啓蒙に努める。

平成23年度より文化庁文化芸術振興費補助金を受け、これらの目的を果たすための活動を行っており、本書の作成もその一つです。

なお、平成31年3月1日現在、都府県単位で登録文化財の所有者の会が設立され、活動を行っているところが、当会を含め9団体あります。これら団体が連携し、各地での取り組みの経験交流や意見交換、共同での文化庁への提言などを通じて登録有形文化財の保存・活用を推進していくことを目指した全国組織設立の動きも進んでいます。



半田赤レンガ建物での総会記念写真（平成28年度）